

職場における熱中症防止対策に係る検討会 報告書骨子（案）  
～令和 8 年夏に向けて～

## 1. はじめに

- 気候変動の影響により、年平均気温は上昇傾向。このため、熱中症による救急搬送人員や死者数は高い水準で推移。政府においては、各種の取組を進めてきたところ、「熱中症対策行動計画」を策定し、熱中症対策を一層推進。
- 職場における熱中症については、厚生労働省において、予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、対策を推進。
- しかしながら、近年、休業 4 日以上の死傷者数は増加傾向、死者数は毎年 20～30 人程度で推移。熱中症による死者数は、休業 4 日以上の労働災害に占める死者数の割合が、墜落・転落等の他の災害よりも高く、一層の対策が必要。このため、令和 7 年に、労働安全衛生規則の改正（以下「令和 7 年安衛則改正」という。）により、職場における熱中症対策を強化。
- 当該対策は、主として熱中症の重篤化による死亡災害を防止することが目的。労働政策審議会では、令和 7 年安衛則改正に加え、今後、予防策を検討することが必要とされた。  
こうしたことを受け、厚生労働省において、本検討会を設置し、令和 8 年夏に向けた対策について検討を行う。

## 2. これまでの取組

- 労働安全衛生法第 22 条、労働安全衛生規則第 606 条により、事業者は、高温による健康障害を防止するため必要な措置を講じることが義務付けられている。  
こうした中、厚生労働省においては、熱中症対策を推進するため、熱中症対策に係る取組を体系的に整理し、令和 3 年、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（以下、「基本対策要綱」という。）を策定。
- 平成 29 年度からは、「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」の毎年実施や、「職場における熱中症ポータルサイト」により、作業現場における具体的な熱中症予防対策等を情報発信。
- 令和 2 年度からは、「エイジフレンドリー補助金」で、体温を下げるための機能のある服をはじめとする機器の導入等、熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費について、支援。

- 以上に加え、令和7年安衛則改正により、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に、報告体制の整備、手順等の作成等の措置を講じることを義務付けた（安衛則第612条の2）。

### 3. 令和7年夏の状況

#### (1) 労働災害発生状況

- 令和7年夏の熱中症による労働災害発生件数の速報値（10月末時点）は令和6年同時点の速報値と比較すると、休業4日以上の死傷者数は約40%増加しているが、死亡者数は、約60%減少。
- 気象庁によると、令和7年6～8月の平均気温偏差（基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差）は、+2.36°Cと、統計開始以来最高を記録。
- 令和7年安衛則改正は、事業場における熱中症の重篤化防止対策が一段と進んだことにより、当該改正が主な目的としていた熱中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与。ただし、以上の数値はあくまでも10月末時点の速報値であることに留意が必要。令和7年安衛則改正による効果に係る最終的な評価は、翌年5月末に公表される確定値を踏まえて行うことが適當。

#### (2) 事業場における取組状況

##### (ア) 監督署調査結果（付票集計）

##### （調査概要）

令和7年6月1日から9月30日の間に労働基準監督署が指導を行った、建設業、製造業、運送業又は警備業の事業場を対象として、熱中症のおそれのある作業がどの程度あるか、改正省令の遵守状況、暑熱順化等各熱中症対策の実施状況について調査したもの（17,072事業場）。うち、熱中症を端緒とした指導に当たってはより詳細な項目を調査（103事業場）。

##### （結果概要）

この付票によると、

- ・ 労働安全衛生規則第612条の2（以下「改正省令」という。）に関する違反・指導状況は、全体では約6%の事業場が何らかの指導を受けていたが、発災事業場では約20%の事業場が何らかの指導を受けていた。
- ・ 監督署の指導を受けた事業場で、熱中症の重篤化を防止するための措置の実施手順が確認できた事業場のうち、約50%が救急搬送の前に詳細なプロセスを定めた手順であり、約37%が救急搬送をすぐに行うなど簡略な手順。
- ・ 热中症重篤化防止のための措置の実施手順については、被災事業場であっても、熱中症予防の取組が一定程度進められていた。

## (イ) 建設業アンケート調査結果

### (調査概要)

令和7年6～9月において、不休災害も含めた熱中症による労働災害が発生した建設業の各事業場における熱中症予防対策の取組状況について、実態把握のため、アンケートを実施（延べ1,100件）。

### (結果概要)

アンケート結果によると、

- ・ 热中症による被災者の休業見込日数のうち約81%が0日（不休災害）、約18%が休業1～3日、約1%が休業4日以上。
- ・ 被災者の年代は、不休含む全ての被災者では約15%が60代以上であったが、休業4日以上の被災者のうち約29%が60代以上。
- ・ 改正省令により整備した報告体制では、緊急連絡体制の設定、監視人の配置や定期的な巡回とした現場が過半数。
- ・ 热中症発症者の発見方法としては、被災者自身からの連絡が約59%、監視人や巡回で発見されたものが約11%、バディ又は同僚が発見したものが約27%、ウェアラブル端末等での検知によるものは2%。
- ・ 改正省令により定めた重篤化防止手順については、約46%が救急搬送の前に詳細なプロセスを定めた手順で、約54%が救急搬送をすぐに行うなど簡略な手順。
- ・ 災害発生当日の被災者の装備については、約66%の被災者がファン付き作業服などの身体を冷却する機能を有する服を着用。
- ・ 被災者の災害発生当日の体調は、約40%が体調は問題なし、約41%が不明。
- ・ 一方、「热中症の原因と考えるものは何か」という自由記載の項目においては、約31%が、体調不良が原因であると回答。

## 4. 令和8年夏の热中症対策

### (1) 重篤化の防止

○ 令和7年度安衛則改正は、热中症の重篤化による死亡災害の防止に寄与。発災事業場においては、他の事業場と比較して改正省令に基づく措置が行われていない傾向。热中症による死者数は、減少したとはいえ速報段階で12人にのぼるため、引き続き改正省令に基づく措置の徹底を図る必要。

### (2) 予防策の強化

○ 事業場における各種業務の遂行を考慮すると、死者数の抑制だけでなく、休業4日以上の死傷者数の抑制も重要であり、热中症の罹患リスクそのものを低下させることが求められる。令和8年夏も暑くなることが想定されることから、予防策を一層推進していく必要。

○ 特に夏季においては、発注者についても、工期・納期等への配慮が必要。併せて、労

労働安全衛生法の適用対象外ではあるが、単独作業を行う個人事業者等についても、留意事項を記載すべきとの意見もあった。

- 熱中症予防については、業種・業態により作業内容が異なり、対策の実施にあたっての留意点も様々なものがある中、一律による対策を示すのではなく、複数のオプションの中から、事業者がその業種・業態に応じて適切な対策を選択できるよう、包括的に熱中症防止対策をまとめたガイドラインを策定することが有効。
- 具体的内容は、国において、「職場における熱中症防止のためのガイドライン（仮称）」（以下「ガイドライン」という。）を策定することが必要。内容は、基本対策要綱及び「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱」の記載内容も踏まえつつ、最新の知見を加えて作成すべき。  
(別添としてガイドライン案を添付予定)

(3) 予防策への支援

(4) 予防のための機器等の評価

5. おわりに